

改 正 案

一〇五（略）

六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備

項 目		特 性	
		基 地 局	陸上移動局
感 度		(略)	(略)
実効選択度	ブロッキング特性	1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一七・五MHz離れた周波	1 チャンネル間隔が五MHzのもの の 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において（二）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（±）一五MHz以上離れた周波数において（二）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上（注2） 2 チャンネル間隔が一〇MHzのもの

現 行

一〇五（略）

六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備

項 目		特 性	
		基 地 局	陸上移動局
感 度		(略)	(略)
実効選択度	ブロッキング特性	1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一七・五MHz離れた周波	1 チャンネル間隔が五MHzのもの の 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において（二）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（±）一五MHz以上離れた周波数において（二）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上（注2） 2 チャンネル間隔が一〇MHzのもの

数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)四三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

- 2 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)を超え三八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下のもの
基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一二・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)三八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)で加

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)一二・五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)及び(ハ)一七・五MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(複号同順とする。)(であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上(注2)

- 3 チャネル間隔が一五MHzのもの
基準感度より七デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)一五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(及び(ハ)二〇MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(複号同順とする。)(であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上(注2)

数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)四三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

- 2 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)を超え三八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下のもの
基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一二・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)三八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)で加

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)一二・五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)及び(ハ)一七・五MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(複号同順とする。)(であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上(注2)

- 3 チャネル間隔が一五MHzのもの
基準感度より七デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)一五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(及び(ハ)二〇MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(複号同順とする。)(であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

選 ル ネ チャ 接 隣		ベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(二)二七デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上	
	1 最大送信電力が三八デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)を超えるもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)五・〇〇二五MHz離れた	1 チャンネル間隔が五MHzのもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)五MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調	
選 ル ネ チャ 接 隣		ベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(二)二七デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上	
	1 最大送信電力が三八デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)を超えるもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)五・〇〇二五MHz離れた	1 チャンネル間隔が五MHzのもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)五MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調	

		度 択 た周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一〇・〇一二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一二・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(二)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上 2 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一〇・〇一二五MHz離	された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注3) 2 チャンネル間隔が一〇MHzのもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)七・五MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注3) 3 チャンネル間隔が一五MHzのもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)一〇MHz離れた周波数において、基準感度より四二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注3) 4 チャンネル間隔が二〇MHzのもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)一二・五MHz離れた周波数において、基準感度より三九・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を			度 択	た周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一〇・〇一二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一二・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(二)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上 2 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一〇・〇一二五MHz離	変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注3) 2 チャンネル間隔が一〇MHzのもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)七・五MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注3) 3 チャンネル間隔が一五MHzのもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)一〇MHz離れた周波数において、基準感度より四二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上 4 チャンネル間隔が二〇MHzのもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)一二・五MHz離れた周波数において、基準感度より三九・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波	
--	--	---	---	--	--	------------	--	--	--

	れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一一・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(ニ)四七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上 3 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一〇・〇一二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一一・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(ニ)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)	加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注3)
	れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一一・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(ニ)四七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上 3 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一〇・〇一二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一一・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(ニ)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)	を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

変 互 相	1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの 4 最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの 基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五 MHz の基地局にあつては希望波の周波数から（±）五・〇〇二五 MHz 離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇 MHz の基地局にあつては希望波の周波数から（±）七・五〇七五 MHz 離れた周波数において、チャンネル間隔が一五 MHz の基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇・〇一二五 MHz 離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇 MHz の基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五〇二五 MHz 離れた周波数において、帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を（二）二八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上	1 チャンネル間隔が五 MHz のもの 基準感度より六デシベル

変 互 相	1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの 4 最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの 基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五 MHz の基地局にあつては希望波の周波数から（±）五・〇〇二五 MHz 離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇 MHz の基地局にあつては希望波の周波数から（±）七・五〇七五 MHz 離れた周波数において、チャンネル間隔が一五 MHz の基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇・〇一二五 MHz 離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇 MHz の基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五〇二五 MHz 離れた周波数において、帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を（二）二八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上	1 チャンネル間隔が五 MHz のもの 基準感度より六デシベ

性 特 調	基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・三七五MHz及び(±)一二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・一二五MHz及び(±)二七・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上 2 最大送信電力が一四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの 基準感度より六デシベル	
	高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注4) 2 チャンネル間隔が一〇MHzのもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一二・五MHz及び(±)二五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において(二)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注4) 3 チャンネル間隔が一五MHzのもの 基準感度より七デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一五MHz及び(±)三〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において(二)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び	

性 特 調	基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一〇MHz及び(ハ)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一二・三七五MHz及び(ハ)一二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一四・七五MHz及び(ハ)二五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一七・一二五MHz及び(ハ)二七・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上 2 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの 基準感度より六デシベル	ル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)一〇MHz及び(ハ)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注4) 2 チャンネル間隔が一〇MHzのもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)一二・五MHz及び(ハ)二五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注4) 3 チャンネル間隔が一五MHzのもの 基準感度より七デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)一五MHz及び(ハ)三〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害
--	--	---

高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（ハ）一〇MHz及び（ハ）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（ハ）一二・三七五MHz及び（ハ）二二・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（ハ）一四・七五MHz及び（ハ）二五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（ハ）一七・一二五MHz及び（ハ）二七・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）四七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3 最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超え二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの
基準感度より六デシベル

高い希望波に対し、チャンネル

び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上（注4）

4 チャンネル間隔が二〇MHzのもの
基準感度より九デシベル

高い希望波に対し、希望波の周波数から（ハ）一七・五MHz及び（ハ）三五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において（二）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上（注4）

高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（ハ）一〇MHz及び（ハ）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（ハ）一二・三七五MHz及び（ハ）二二・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（ハ）一四・七五MHz及び（ハ）二五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（ハ）一七・一二五MHz及び（ハ）二七・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）四七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3 最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超え二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの
基準感度より六デシベル

高い希望波に対し、チャンネル

害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4 チャンネル間隔が二〇MHzのもの
基準感度より九デシベル

高い希望波に対し、希望波の周波数から（ハ）一七・五MHz及び（ハ）三五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において（二）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

[illegible]

		○MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（ハ）一二・三七五MHz及び（ハ）二二・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（ハ）一四・七五MHz及び（ハ）二五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（ハ）一七・一二五MHz及び（ハ）二七・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（ニ）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上
--	--	---

- 注 1 一の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、一の搬送波を同時に受信している状態において、各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。
- 2 一の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、一の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。
- (1) 一の搬送波が隣接しない場合
- ア 一の搬送波の周波数が三・四GHz以上三・六GHz以下のもの
各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。
- イ アに掲げるもの以外
各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

		○MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（ハ）一二・三七五MHz及び（ハ）二二・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（ハ）一四・七五MHz及び（ハ）二五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（ハ）一七・一二五MHz及び（ハ）二七・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（ニ）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上
--	--	---

- 注 1 一の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、一の搬送波を同時に受信している状態において、各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。
- 2 一の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、一の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。
- (1) 一の搬送波が隣接しない場合
- ア 一の搬送波の周波数が三・四GHz以上三・六GHz以下のもの
各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。
- イ アに掲げるもの以外
各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 一の搬送波が隣接する場合

ア 一の搬送波のチャネル間隔が五 MHz と五 MHz の組合せのとき

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（ハ）一二・五 MHz 離れた周波数において（ニ）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（ヒ）一七・五 MHz 以上離れた周波数において（ニ）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

イ 一の搬送波のチャネル間隔が五 MHz と一〇 MHz の組合せのとき

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（ハ）一五 MHz 離れた周波数において（ニ）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（ヒ）二〇 MHz 以上離れた周波数において（ニ）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

ウ 一の搬送波のチャネル間隔が五 MHz と一五 MHz の組合せ又は一〇 MHz と一〇 MHz の組合せのとき

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（ハ）一七・五 MHz 離れた周波数において（ニ）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（ヒ）一二・五 MHz 以上離れた周波数において（ニ）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

3 一の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、一の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 一の搬送波が隣接しない場合

ア 一の搬送波の周波数が三・四 GHz 以上三・六 GHz 以下のもの

各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。

イ アに掲げるもの以外

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 一の搬送波が隣接する場合

ア 一の搬送波のチャネル間隔が五 MHz と五 MHz の組合せのとき

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（ハ）七・五 MHz 離れた周波数において、一の搬送波の合計受信電力よ

(2) 一の搬送波が隣接する場合

ア 一の搬送波のチャネル間隔が五 MHz と五 MHz の組合せのとき

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（ハ）一二・五 MHz 離れた周波数において（ニ）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（ヒ）一七・五 MHz 以上離れた周波数において（ニ）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

イ 一の搬送波のチャネル間隔が五 MHz と一〇 MHz の組合せのとき

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（ハ）一五 MHz 離れた周波数において（ニ）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（ヒ）二〇 MHz 以上離れた周波数において（ニ）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

3 一の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、一の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 一の搬送波が隣接しない場合

ア 一の搬送波の周波数が三・四 GHz 以上三・六 GHz 以下のもの

各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。

イ アに掲げるもの以外

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 一の搬送波が隣接する場合

ア 一の搬送波のチャネル間隔が五 MHz と五 MHz の組合せのとき

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（ハ）七・五 MHz 離れた周波数において、一の搬送波の合計受信電力よ

り 二五・五 デシベル高い帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

イ 二の搬送波のチャネル間隔が五 MHz と一〇 MHz の組合せのとき

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（（ハ））一〇 MHz 離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より 二五・五 デシベル高い帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

ウ 二の搬送波のチャネル間隔が五 MHz と一五 MHz の組合せ又は一〇 MHz と一〇 MHz の組合せのとき

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（（ハ））一二・五 MHz 離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より 二五・五 デシベル高い帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

4 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波が隣接しない場合

ア 一の搬送波の周波数が三・四 GHz 以上三・六 GHz 以下のもの
各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。

イ アに掲げるもの以外

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャネル間隔が五 MHz と五 MHz の組合せのとき

基準感度より 九 デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（（ハ））一二・五 MHz 及び（（ハ））二五 MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（（ニ））四六デシベル（（ニ））ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

イ 二の搬送波のチャネル間隔が五 MHz と一〇 MHz の組合せのとき

基準感度より 九 デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（（ハ））一五 MHz 及び（（ハ））三〇 MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（（ニ））四六デシベル（（ニ））ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

り 二二・五 デシベル高い帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

イ 二の搬送波のチャネル間隔が五 MHz と一〇 MHz の組合せのとき

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（（ハ））一〇 MHz 離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より 二二・五 デシベル高い帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

4 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波が隣接しない場合

ア 一の搬送波の周波数が三・四 GHz 以上三・六 GHz 以下のもの
各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。

イ アに掲げるもの以外

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャネル間隔が五 MHz と五 MHz の組合せのとき

基準感度より 一二 デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（（ハ））一二・五 MHz 及び（（ハ））二五 MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（（ニ））四六デシベル（（ニ））ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

イ 二の搬送波のチャネル間隔が五 MHz と一〇 MHz の組合せのとき

基準感度より 一二 デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（（ハ））一五 MHz 及び（（ハ））三〇 MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（（ニ））四六デシベル（（ニ））ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

2 (略)
七〇二二二 (略)

ウ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一五MHzの組合せ又は一〇MHzと一〇MHzの組合せのとき
基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から
(ハ) 一七・五MHz及び(ニ) 三五MHz (複号同順とする。) 離れた周波数において、それぞれ(一) 四六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

2 (略)
七〇二二二 (略)